



食品表示基準の移行と印字・記録関連技術

～食品表示一元化に向けた取り組みでプレゼンス高まる～

編集部

食品表示一元化に向けた食品表示法案、閣議決定

政府は4月5日の閣議で、現在3つに分かれている食品表示関連の法律を一つにまとめる「食品表示法案」を決定した。今国会に提出し、可決、成立すれば、15年春にも施行の見通しとなった。

食品表示のルールはこれまで、JAS法、食品衛生法、健康増進法の3つに分散しており、それぞれの法は目的もバラバラであることから、分かりにくく指摘されていた。一つにまとめることで、消費者、事業者にとって分かりやすい表示になることが期待される。

同法案は、消費者の権利の尊重と自主的な食品選択を目的・基本理念とし、表示義務づけを拡大していく。成立後、具体的な表示基準を決めるが、現在は任意となっているたんばく質などの「栄養表示」の義務化や文字を大きくすること、アレルギー物質の表示の基準などが検討される見込み。酒類も対象とし、必要があれば国が立ち入り検査することも盛り込まれた。食品表示法案の骨格は図1の通り。

今回の検討会発足の背景には、諸外国で進められている食品表示制度の見直しがある。近年、生活習慣病等の非感染性疾患(NCD)が世界的な問題として位置づけられ、その対応として適切な食事と運動の重要性が指摘される中、海外では栄養表示の義務化の動きが進んでいる。もとより、食品表示は各国の食生活の実態に即して国ごとに定められるべきものであるが、我が国の食品表示制度の見直しに当たって、消費者にとってどのような情報が必要になっているか、規制の影響がどのように及んでいるなど、諸外国の経験から学ぶべきところは大きい。

このような状況の中、複数の法令により規定されている表示制度の改善は長期にわたり課題とされてきた。平成21年9月の消費者庁設立により、食品表示に関する法令に基づく表示基準の策定事務を同庁が一元的に所管することとなり、

食品表示に関する法制度を一元化する環境が整った。

加工食品の栄養表示義務化と新制度の検討課題

また、現状は任意の栄養成分表示が、包装された全ての加工食品と事業者に原則として義務付けられることとなる。ただ、栄養の供給源として影響の小さい香辛料などの食品や家族経営などの零細な事業者は対象外となる予定。

栄養成分の項目については、現行はエネルギー、タンパク質、脂質、炭水化物、ナトリウムの5項目であるが、コーデックスでは飽和脂肪酸や糖類も対象にしていることから、今後増える可能性も示唆している。なお、栄養成分表示の義務化は新法施行後、完全実施まで最大で5年間の猶予を設ける。

また、今回の見直しのきっかけでもある「みやすさ、わかりやすさ」については、いま少し踏み込んだ検討を要する。より重要な情報がより確実に消費者に伝わることを念頭に、食品表示の文字を見やすく(大きく)するための検討等も引き続き行っていく。

また、適用範囲の考え方として、中食、外食等におけるアレルギー情報の取り扱い、インターネット販売の取り扱いについては、有識者を交えた専門的な検討の場を別途設けるともしている。

なお、加工食品の原材料原産地表示は、現行22食品群お

図1 食品表示法案の骨格

